

- ① 死にたいと言う人に限って自殺をしない。
- ② 一度自殺に失敗したら二度と自殺を企てない。
- ③ 自殺をする者はすべて精神病患者である。
- ④ 自殺は一つの病気である。
- ⑤ 自殺は遺伝する。
- ⑥ 自殺は貧乏人から起こる。
- ⑦ 自殺は法律によって防止できる。

(2) 自殺防止の指導

- ① 死にたいという自殺念慮が察知できたなら、必ず個人面接を行なって、感情の浄化を図ることに努力する。
- ② 死にたいと口に出して言わなくとも、自殺の予告を、苦悩・不満・淋しさ、などの態度で表現することが多い。このような表現を見逃さないように注意し、個人面接で共感的理解をもつことに努力する。
- ③ 一度自殺を企てた生徒は、再び自殺を企図する危険性は非常に高い。初回、緊急の手当のあとで、必ず精神科医の治療を受けさせること。
- ④ 精神障害（特にうつ病）を有すると思われる生徒は、潜在的自殺者と考え、長期間の治療と、情緒面の変化の観察が必要となる。
なお、うつ病の症状を記述しておくので、このような症状を示す生徒がいる場合には、すみやかに専門医に診断を依頼し、治療を受けさせるべきである。

ア) 不眠

早朝目ざめが早く、続いて、寝つきが悪くなる。さらに不眠が始まり、夜間に、うつ感が強くなる。

イ) 食欲減退

うつ病発病と同時に、食欲が無くなり、食事に興味を示さなくなる、胃腸障害を訴える。

ウ) 自発性と関心の喪失

以前に興味を抱いていた楽しみに、関心をもたなくなる。感動を失ってしまう。

エ) 気分

気うつは自から認めず、尋ねられれば気分がよいと答えるが、つつこんで尋ねられると、落胆や不快感を認める。

- ⑤ 精神療法を受けることに、本人、家族が偏見を持っていると思われる場合には、その恥辱感を取り除くように努力し、専門家に紹介を図る。

5 まとめ

「あの生徒が自殺するなんて思ってもみなかった」「それ程まで思いつめる前に、どうしてひとこと相談してくれなかったのか」

こんな言葉が発せられることの無いような指導が十分に行なわれ、県下各高等学校から自殺生徒が生まれないことを願って、この調査と考察をまとめてみた。内容については不十分な点が数多く認められると思うが、その意とすところを汲んでいただき、学校現場での実践指導のために役立てていただければ幸いである。

自殺は「罪悪である」とか、「ひきょうである」、「自殺は防止することはできない」という考えがある。しかし、やはり自殺は防止しなければならないし、それは教師のつとめでもある。

自殺志願者という生徒たちも、心のもう一方の側では、本当は生きたい、助けてほしいと思っているのだ。この生徒を救うのはいったい誰だろう。誰が救わねばならないのだろうか。（担当者 星 正、佐藤守男）